

議案第十七号

三朝町上水道事業給水条例の一部改正について

次のとおり三朝町上水道事業給水条例の一部を改正することについて、地方自治法（

昭和二十二年法律第六十七号）第九十六條第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十九年三月十一日



三朝町長 松村喬成

昭和四十九年三月十九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町上水道事業給水条例の一部を改正する条例

三朝町上水道事業給水条例（昭和四十五年三朝町条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「・三朝」の下に「（忍谷園地を含む。）」を加え、「・大瀬（三朝高原を含む。）」の下に「・本泉」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定のうち本泉区域の規定は、三朝町上水道事業給水条例（昭和四十五年三朝町条例第四十六号）の規定に基づき給水を開始した日から適用する。